

志摩市内地域包括支援センター運営業務委託仕様書

1. 目的

本仕様書は、介護保険法（以下「法」という。）第115条の46の規定に基づき、本業務の受託法人（以下「受託法人」という。）が設置した地域包括支援センター（以下「センター」という。）において実施する業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 委託期間

平成31年10月1日から平成34年3月31日までの2年6ヶ月間とする。

3. センターで実施する業務（詳細は、業務内容を参照）

- (1) 地域包括ケアシステムの構築
- (2) 包括的支援事業
- (3) 指定介護予防支援事業
- (4) 基本チェックリストによる志摩市介護予防・日常生活支援総合事業対象者の判定
- (5) 地域ケア会議の開催
- (6) 認知症総合支援事業
- (7) 一般介護予防事業
- (8) その他業務

4. 担当圏域

別表のとおり

5. 施設の設置場所

センターの設置場所は、中立・公正な運営を確保するため、法人本体施設と区分を明確にし、受託した担当圏域内に事業所を設置すること。

また、利便性の高い場所であること。

利便性の高い場所とは、公共交通機関が利用しやすい等、利便性に配慮されている場所とする。

6. 施設の設備

- (1) 必要な専用の事務スペースを有すること。
- (2) 事務室内には、相談及び会議室機能を有する専用スペースを設置すること。
- (3) 事務室には、机、いす、施錠できる書類保管庫、パソコン、プリンタ、電話、FAXを必ず配備すること。
- (4) 設置するパソコンには、セキュリティ機能（ウィルス対策等）を確保し、データ交換の際に必要なセキュリティ機能の付いたUSB等（2個）も確保すること。
- (5) インターネットへの接続が可能な環境を整備すること。地域包括支援センター専用で利用

できる電子メールアドレスを取得すること。

- (6) 建物の周辺、入り口も含めて、高齢者に配慮した建物・設備であること。
- (7) 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮するものとする。
- (8) 駐車場は、車椅子での来訪者を考慮し十分な広さを有するものとする。
- (9) センターの看板及び案内板等を設置すること。
- (10) 車を配置する場合は、車両に担当センター名称を掲げること。

7. 職員の配置

従事者は3名以上とし、下記【3職種】をそれぞれ1名以上常勤、専従で配置すること。また、その中の1名を管理者とするとともに次の事項を考慮すること。

- (1) 従事者の要件は次のとおりであるが、各従事者の業務内容を踏まえ、その者の経験及び能力から、適切かつ効果的な業務の履行が期待できる者を選定すること。なお、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うこと。

【3職種】

ア 保健師又は保健師に準ずる者

- ・保健師
- ・保健師に準ずる者

地域ケア、地域保健等に関する経験があり、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。

イ 社会福祉士又は社会福祉士に準ずる者

- ・社会福祉士
- ・社会福祉士に準ずる者

福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有し、十分な業務の遂行能力がある者

ウ 主任介護支援専門員又は主任介護支援専門員に準ずる者

- ・主任介護支援専門員
- ・主任介護支援専門員に準ずる者

「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

センター設置法人の候補者に決定した場合は、すみやかに配置予定職員を選定すること。

- (2) 受託法人は従事者が、国・県・市等が実施するセンター従事者研修を積極的に受講すること

とができるよう必要な手立てを講じること。

8．開設日及び開設時間

開設日及び開設時間は、次のとおりとする。なお開設時間内は、1人以上の従事者が事務所内に残り、来所者の相談業務等に対応できるよう努めること。また、開設時間外においても、緊急時にすみやかに連絡を取れるよう体制を整備すること。

(1) 業務日 毎週月曜日～金曜日

但し、国民の祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日をいう。)年末年始(12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。)を除く。

(2) 業務時間 午前8時30分～午後5時15分

9．業務内容

センターの業務は次のとおりとする。また、各業務に関しては、志摩市内地域包括支援センター運営方針及び地域包括支援センター運営マニュアル(一般財団法人長寿社会開発センター)等に従い、適切に実施すること。

(1) 地域包括ケアシステムの構築

誰もが住み慣れた場所で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう介護・医療・生活支援等が一体的に提供される仕組みについて、日常生活圏域を基本に構築していくためセンターが中核機関としての役割を担うこと。

(2) 包括的支援事業

1) 介護予防ケアマネジメント業務

介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況等に応じて対象者自らの選択に基づき、第1号訪問事業、第1号通所事業、その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うこと。

ア 業務の内容

「志摩市介護予防支援(介護予防ケアマネジメント)ガイドブック」を参照し、アセスメント、ケアプラン原案作成、サービス担当者会議、利用者への説明、ケアプランの確定・交付、自立支援型地域ケア会議への参加、モニタリング、給付管理等、必要な業務を実施すること。

イ 介護予防ケアマネジメントの委託

センターは、介護予防ケアマネジメントの一部を委託契約を締結した事業者が営む指定居宅介護支援事業所に委託することができる。但し委託の範囲、委託先等については市に相談するとともに、介護保険運営協議会に報告すること。

なお、介護予防ケアマネジメントにかかる責任主体は、センターであり、委託を行った場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業所が介護予防サービス計画等の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているのか等の確認を行うとともに、個別ケース会議を活用し関与を行っていくこと。また、当該評価の内容についても確認を行い、必要に応

じ指定居宅介護支援事業所に対し、助言指導を行うこと。

また、介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業所に委託している利用者に関し、市が定める額を委託料として委託先事業者に支払うこと。

2) 総合相談・支援事業

総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うこと。

地域におけるネットワーク構築

支援を必要とする高齢者等を把握し保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援につなげ、継続的な見守りを行い、さらなる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。

なお、ネットワークの構築にあたっては、介護サービスに限らず地域の医療・福祉・保健サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の情報を収集し、地域に必要な社会資源が無い若しくは少ない場合は、その開発や充実に取り組むこと。

(ア) 地域の社会資源の把握

- ・サービス提供機関や専門相談機関の情報の収集及び管理を行うこと。

(イ) 地域住民への啓発等

- ・地区民生・児童委員協議会や老人クラブ、サロン等への啓発を実施すること。

(ウ) 在宅医療・介護連携推進

- ・地域のかかりつけ医との連携を図ること。
- ・地域の医療・介護資源の把握及びネットワーク構築を推進すること。

(エ) 高齢者あんしん見守りネットワーク事業の推進

- ・制度の周知及び啓発、協力員、協力団体の発掘を図ること。
- ・協力員、協力団体の登録の受付及び市への報告を行うこと。

総合相談支援

(ア) 初期段階での相談対応

本人、家族、近隣住民地域のネットワーク等により、様々な相談を受けて的確な状況把握等を行い、専門的又は緊急の対応が必要かどうかを判断し、相談者自身により解決可能と判断した場合には、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行うこと。

(イ) 継続的・専門的な相談支援

初期段階の対応で、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には当事者への訪問や当事者に関わる様々な関係者から情報収集を行い、当事者に関する課題を明確

にし、適切な支援を行うとともに個別の支援経過及び支援計画記録等を作成すること。

(ウ) 地域共生社会の観点に立った包括的な支援

複合化・複雑化した課題を抱える個人等に対する支援等を行うため、他の相談支援機関と連携し、必要に応じて相談者等が抱える地域生活課題全体の把握に努めること。

(I) 家族を介護する者に対する相談支援

介護予防教室等、様々な機会を利用し、家族を介護する者が気軽に相談できる機会の提供に努めること。

実態把握業務

総合相談支援業務を適切に行う前提として、次の業務を行い、高齢者の身体の状態や家族の状況等について実態把握を行うこと。

(ア) ネットワークを活用した地域活動への積極的な訪問・参加による情報収集を行うこと。

(イ) 高齢者世帯への戸別訪問や、家族・近隣住民からの情報収集を行うこと。

(ウ) 居宅介護支援事業所において介護支援業務に従事する介護支援専門員に対し、高齢者等介護・生活状況チェックを実施し、その内容を市へ報告すること。

(I) (ウ)の結果を受け、必要に応じ聞き取り調査を行い、地域における虐待等に繋がる恐れのあるケースの発見に努めること。

権利擁護業務

地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うこと。

成年後見制度の活用促進

成年後見制度の活用促進のため、市や関係機関と連携を図るとともに制度の周知に必要な業務を行うこと。

(ア) 成年後見制度を幅広く普及させるための広報等を行うとともに関係機関との連携を図ること。

(イ) 成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介等を行う等、制度の利用支援を行うこと。

(ウ) 市長申立に関する市担当部局との連携を図ること。

高齢者虐待・困難ケース等への対応

高齢者虐待への対応

虐待の情報を受けた場合には、速やかに当該高齢者の訪問等により状況を確認し、市に報告するとともに事例に則した適切な対応を取ること。また必要に応じ、市と連携・協力すること。

困難ケース等への対応

高齢者やその家族に重層的な課題が存在している場合や高齢者自身が支援を拒否している場

合等の困難事例を把握した場合には、センターでその対応方針を検討・決定した上で、必要に応じて市に報告し、助言等を受けること。

3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うこと。

包括的・継続的なケア体制の構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制構築を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の連携を支援すること。

また、地域の介護支援専門員が、介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域との連携、協力体制を整備すること。

地域における介護支援専門員のネットワークの構築と活用

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定する等介護支援専門員のネットワークの構築やその活用を図ること。

日常的個別指導・相談及び支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員に対し、専門的な見地から個別指導、相談への対応等を行うこと。また、地域の介護支援専門員の資質向上を図る観点から必要な取り組みを行うこと。

(ア) 専門的な見地からの個別指導・相談への対応

- ・介護支援専門員に対する相談窓口の設置やサービス担当者会議の開催支援等を行うこと。
- ・ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員のケアマネジメントの指導を図ること。

(イ) 地域の介護支援専門員の資質向上のための取組

- ・事例検討会や研修会の実施すること。
- ・制度や施策等に関する情報提供等を行うこと。
- ・ケアプランの検討を通じ、参加者の共通・理解を深め、より地域に密着した地域ニーズの把握及び地域資源の発掘・創造支援や地域課題に対するコーディネートを円滑に行うことができるよう「個別ケース会議」を定期的開催すること。

(3) 指定介護予防支援業務

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行うこと。

なお、受託法人は、指定介護予防支援業務を実施するため、法第115条の46の規定に基づき、設置したセンターについての届出を市に行うとともに法第115条の22の規定に基づき指定介護予防支援事業所についての市の指定を受けること。

また、業務の実施に当たっては、志摩市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成26年12月16日条例第34号施行。以下「指定介護予防支援基準」という。）を遵守するものとする。

(ア) 業務の内容

「志摩市介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）ガイドブック」を参照し、アセスメント、ケアプラン原案作成、サービス担当者会議、利用者への説明、ケアプランの確定・交付、自立支援型地域ケア会議への参加、モニタリング、給付管理等、必要な業務を実施すること。

(イ) 指定介護予防支援の委託

センターは、指定介護予防支援の一部を委託契約を締結した事業者が営む指定居宅介護支援事業所に委託することができる。但し、委託の範囲、委託先等については市に相談するとともに、介護保険運営協議会に報告すること。

なお、指定介護予防支援にかかる責任主体は、センターであり、委託を行った場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業所が介護予防サービス計画等の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているのか等の確認を行うとともに、個別ケース会議を活用し関与を行っていくこと。また、当該評価の内容についても確認を行い、必要に応じ指定居宅介護支援事業所に対し、助言指導を行うこと。

また、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業所に委託している利用者に関し、市が定める額を委託料として委託先事業者に支払うこと。

(4) 基本チェックリストによる志摩市介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業の対象者判定

志摩市介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する者のうち要支援相当の状態と判断できる者や要介護認定等において、非該当となった者（第1号被保険者に限る。）に対し、基本チェックリストを用いた事業対象者判定業務を行うこと。

また、介護予防ケアマネジメント又は指定介護予防支援を受託している居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員が、利用者の要支援認定の更新時に対面方式で実施した基本チェックリストを受理し、事業対象者の判定業務を行うこと。

(5) 地域ケア会議の開催

日常生活圏域を基本として、その地域の特性に応じた地域ケア会議により、医療機関、介護支援専門員等の介護サービス事業者、自治会、民生委員、老人クラブ等の関係機関を招集する等を検討し、事例の検討等から地域課題の抽出や解決方法の検討、多職種ネットワークの形成を図ること。なお、その場合、関連する会議等を実施する関係団体等と連携・調整し、共同開催等、効果的な実施を検討すること。

(6) 認知症総合支援事業

1) 認知症初期集中支援推進事業

認知症の人やその家族に対する相談支援体制を構築すること。また、必要に応じて認知症初期集中支援チーム員会議へ出席する等、市と適宜連携を取り、状況に応じた適切なサービスが提供されるよう調整すること。

2) 認知症地域支援ケア向上事業

(ア) 認知症対策検討会議

認知症施策の検討・評価の為に開催される認知症対策検討会議に出席すること。

(イ) 認知症の人が安心して過ごせる居場所づくり

認知症の人やその家族が安心して過ごせる居場所について企画等を行うこと。

また、多様な実施主体が運営しようとする認知症の人やその家族が安心して過ごせる居場所づくりについて連携を取り必要な支援を行うこと。

3) 認知症サポーター等養成事業

(ア) 平成 31 年度中にセンターに 1 名以上認知症キャラバン・メイトの養成講座を修了した者を配置するとともに、委託期間内はその状態を維持すること。

(イ) 地区で開催する認知症サポーター養成講座に市担当者より事前に協力の要請があった場合、センターの他の事業や会議等により、センター業務に著しく支障があると認められる場合を除き、スタッフとして参加・協力すること。

(7) 一般介護予防事業

1) 介護予防把握事業

センターは市と連携し、要介護や要支援状態となる恐れのある高齢者の実態把握活動や日常相談業務等から積極的に対象者の把握に努め、要介護状態等となることを予防し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援すること。

(ア) 地域における保健・医療・福祉等の関係機関と連携を図り、閉じこもり等何らかの支援を要する者を早期に把握し、介護予防活動の取り組みへつなげること。

(イ) 窓口等において市が実施する介護予防把握事業の支援を行うこと。

2) 介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業

センターは市と連携し、介護予防の意義や知識の普及啓発、地域において介護予防活動が自主的に実施される地域づくりに向けて、人材育成、地域活動組織の育成、支援等を実施し、介護予防の重要性や一般的な知識、介護予防事業の内容、参加方法等の事業実施に関する情報について積極的に普及啓発を行い、地域ぐるみでの介護予防の推進を目指すこと。

3) 介護予防教室等事業

センターは市と連携し、高齢者自身が地域において自立した日常生活を送ることができるよう、高齢者一人一人が自分の健康増進や介護予防についての意識を持つために取組みを支援すること。

(ア) 市が実施する介護予防や認知症早期発見・早期対応事業に関する講演会・講座・教室等の周知・啓発を行うこと。

(イ) 地区で開催する下記の教室・講座に市担当者より事前に協力の要請があった場合、センタ

一の他の事業や会議等により、地域包括支援センター業務に著しく支障があると認められる場合を除き、スタッフとして参加・協力すること。

- ・介護予防にかかる教室・講座
- ・認知症早期発見・早期対応事業にかかる教室・講座

(ウ) 市全域を対象とする介護予防や認知症早期発見・早期対応事業についての事業の開催に際し、必要に応じて協力すること。

4) 一般介護予防事業対象者のケアマネジメント

介護予防に意欲的に取り組もうとする高齢者に対し、生活機能、心身機能等を把握し、生活機能の低下を予防できない現状や要因の特定及び課題分析から一般介護予防事業の紹介等の必要な情報提供、高齢者本人が地域における集いの場に自ら積極的に参加していく等セルフケアを継続できるようアドバイスを行うこと。また、ケアマネジメントの一定期間後、状態を再アセスメントし、必要時地域の社会資源や一般介護予防事業の紹介等の情報提供、セルフケアの継続についてアドバイスを行うこと。

(8) その他業務

住宅改修に係る理由書の作成及び申請支援

居宅介護支援、介護予防支援の提供を受けていない、介護サービスの住宅改修のみを利用しようとする被保険者への支援

(ア) 住宅改修が必要な理由書の作成

(イ) 住宅改修に係る申請等に必要な支援

会議等への参加・出席等

センターに係る会議等への参加

これまでに示したものの他、センターの情報の共有化、事例検討等、センターの資質の向上を図るための会議・研修会等（以下この項目で「会議等」という。）に対して、積極的に参加すること。また、介護保険運営協議会や地域包括ケア推進協議会等、市がセンター業務に密接に関連する会議等であると判断し、出席要請をしたものについて必ず出席するとともに、当該従事者が不在の場合においてもセンター業務に支障が出ないように適切な対応を行うこと。

自立支援型地域ケア会議への出席

地域包括ケアシステムの構築に向け、個別ケースの自立支援を重視した介護予防ケアマネジメントに基づくケアプラン等の作成及び参加者の専門的能力の向上、地域の資源の把握・開発及び施策形成に繋げることを目的として専門多職種と協働して行う「自立支援型地域ケア会議」に出席すること。

運営推進会議への出席協力

地域密着型サービス事業所が開催する「運営推進会議」に出席協力すること。

センター業務に関連する市事業への参加協力

これまでに示したものの他、開催目的がセンター業務と関連する市事業について積極的に参加・協力するとともに、当該従事者が不在の場合においてもセンター業務に支障が出ないように適

切な対応を行うこと。

その他の業務

- ・市及びセンター相互の連携に関する業務
- ・適正な記録管理に関する業務
- ・その他、センターを適正に運営するために必要な業務
- ・本業務委託契約の締結日以降、国の政令・省令等でセンターに関する新たな業務が発布された場合、その業務についても行うものとする。（別途、市と協議するものとする。）

10．事業計画及び実績報告等

- (1) 毎年度、市が定める期日までに、市の定める様式により「事業計画書」及び「収支予算書」を提出すること。
- (2) 毎月の業務終了後10日以内（該当する日が土・日・祝日の場合は翌日とする。この項目について以下同様。）に、志摩市の定める様式により「事業報告書（月次）」を提出すること（3月分については、3月31日までに提出すること）。
- (3) 毎年度事業終了後30日以内に、市の定める様式により「事業報告書」、「実績報告書」及び「自己評価票」を提出すること。
- (4) 上記のほか、志摩市が運営等に係る書類の提出を求めた場合は、その求めに応じること。

11．経費等

- (1) 事業の実施に要する経費を利用者から徴収してはならない。
- (2) 運営事業に係る経費の内容を明らかにするためセンター事業として独立した経費に関する帳簿、その他関係書類を備え付けるものとする

12．会計・経理

(1) 経理区分

経理区分は、委託料と介護報酬を明確に区分して処理すること。

(2) 委託料の請求・支払い及び余剰金の返還

請求

ア 平成31年度については、事業準備費用を除く年間委託金額を2分の1ずつ10月と1月に請求書を提出すること。但し、事業準備費用については契約締結直後より請求書を提出することができることとする。

イ 平成32年度及び平成33年度については、年間委託金額を4分の1ずつ四半期ごとの4月、7月、10月、1月に請求書を提出すること。

支払い

市は、適正なる請求書の受理後30日以内に委託料を支払うものとする。

余剰金の返還

毎年度業務終了後10日以内に、市の定める様式により「収支報告書」を提出し、その際にセンターの運営費から介護予防支援等にかかる報酬額を控除した額が委託料を下回った場合についてはその差額を報告後30日以内に市へ返還するものとする。

13．業務の実施上の留意事項

(1) 関係法令等の遵守

センターの運営にあたり介護保険法ほか関係法令を遵守すること。

(2) 制度の熟知及び関係機関との連携

老人福祉法、介護保険法、厚生労働省の通達等の熟知に努め被相談者に対し各種保健福祉サービスを適切に勧奨すること。

また、各種の保健福祉介護サービスの利用にかかる申請手続きに便宜を図るとともに、関係機関との連絡調整を的確に行うこと。

(3) 個人情報

相談については、個人のプライバシーを侵害するおそれがあることから、その扱いには十分配慮を行うこと。特に、地域の関係者との連携も重要なことから、生活保護の受給、疾患情報、経済状況、精神・身体の障がい等の秘密事項について漏洩がないよう特に留意すること。

また、予め本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了承を得ておくこと。

(4) 苦情等の対応

苦情等に対応する体制を整備、周知するとともに、誠実に対応し、再発防止に努めること。また、必要な場合は速やかに市に報告すること。

(5) 広告・宣伝の禁止

受託法人が行う他事業の広報等に、センターの名称を用いないこと。センターを紹介するパンフレット等の印刷物、職員の身分証明、名刺等に、原則法人及び法人内の他事業所の名称、情報を掲載しないこと。なお、場所の明記等に必要な場合は事前に市と協議し了承を得ること。

(6) 公正・中立性

受託法人は、本業務を運営するに当たり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないよう十分配慮すること。

センターが、高齢者等にサービス提供事業者等の情報を提供する場合は、公正・中立な立場から偏りがないように、「地域包括支援センターの公正・中立性の確保」に基づき行い、地域福祉の中核機関としての役割を果たすこと。

センターの職員は、志摩市の公共事業を受託しているという自覚のもと、名札、名刺、パンフレット、自動車、バイク等についても市民が見て、誤解を受けないように、受託法人名及び受託法人系列の事業所の名称等の情報を記載しないこと。

(7) その他

次回契約時に受託法人が変更となる場合は、業務の移行を円滑に行うため、変更後の受託法人と協力して業務全般にわたる引継ぎを市長が指示する日までに行うこと。

開設前に行う職員研修等の経費は、受託法人の負担とすること。

地域包括支援センターの名称は、市と協議すること。

当該文書において、本年5月1日以降の日付について「平成」表記がある場合、「令和」へ読み替えるものとする。(読み替え例「平成31年」は「令和元年」、「平成32年」は「令和2年」)

14 . 協議事項

地域包括支援センター運営業務委託契約書及びこの仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項に関しては、必要の都度両者が協議して決めることとする。